

AOMORI LEGAL NEWS

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



交通事故による高次脳機能障害

交通事故による重篤な後遺障害として、高次脳機能障害があります。高次脳機能障害の事案を適切に解決するためには、対応する弁護士の高度な専門性が求められます。今回のニュースレターでは、交通事故による高次脳機能障害について、お話しいたします。

1 高次脳機能障害とは？

高次脳機能障害とは、脳を損傷することにより失語・失行・失認や記憶障害・注意障害・行動障害などの症状が生じる後遺障害のことです。診断名としては、脳挫傷やびまん性軸索損傷などとされることが多いです。

2 高次脳機能障害の後遺障害等級認定のポイント

交通事故被害者が適正な賠償金を受け取るためには、適正な後遺障害等級認定を受けることが必要です。そして、高次脳機能障害の後遺障害等級認定においては、MRI・X線・CTなどの画像検査により脳損傷が確認できることが非常に重要となってきます。事故発生直後にこれらの画像を撮影することはもちろんですが、それ以降も画像検査の結果を経時的に観察することにより、発見困難な脳損傷の兆候を見出すことができる場合もあります。また、知能検査・言語機能に関する検査・記憶検査・遂行機能検査などの神経心理学的検査により、脳損傷の状況と整合する脳機能の障害が見られることも、後遺障害等級認定における重要なポイントとなります。

3 高次脳機能障害の事案で弁護士に求められる専門性

高次脳機能障害は非常に深刻・複雑な後遺障害であり、適正な後遺障害等級認定を受けるための必要事項、および特に裁判で争いになった場合の立証など、対応が極めて難解なものとなることが多い事案です。そのため、交通事故の中でも、特に高次脳機能障害の事案は、医学的知識を含む高度な専門知識が求められる領域と言えます。対応する弁護士には、高次脳機能障害に関する高度の専門性が要求されます。

4 高次脳機能障害の事案で弁護士に相談するメリット

高次脳機能障害の事案に精通した弁護士にご相談・ご依頼いただくことにより、後遺障害等級認定や損害賠償請求に向けた必要な対応を、タイムリーに弁護士と相談しながら確実に進めていくことが可能となります。このことは適正な後遺障害等級認定や賠償金の獲得に繋がりますし、示談交渉や裁判など弁護士でなければ対応が困難な事項も安心して任せることができます。

5 弁護士にご相談ください

当事務所では、交通事故による高次脳機能障害について、多くの対応経験と解決実績がございます。皆様の周りに交通事故による高次脳機能障害についてお困りの方がいらっしゃいましたら、当事務所をご紹介いただければと存じます。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス 代表社員弁護士:木村哲也

電話番号 0120-146-111 受付時間:午前9時~午後5時

青森県弁護士会所属

青森支店【青森シティ法律事務所】

八戸本店【八戸シティ法律事務所】

〒030-0822 青森市中央1丁目1番29号 青森日商連中央ビル2階 〒031-0042 八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階